

# 第2次能代産業廃棄物処理センター 検証結果報告書

平成25年1月

能代産業廃棄物処理センター検証委員会

## 目 次

I はじめに	-----	1
1 検証の経緯	-----	1
2 検証事項	-----	1
II 検 証	-----	2
1 検証の方法	-----	2
2 地元住民団体の意見の概要	-----	2
3 事項ごとの検証結果	-----	4
(1) 原因者に対する責任の追及	-----	4
(2) 行政代執行等	-----	7
(3) 行政代執行及び事務管理に要した費用の徴収	-----	10
(4) 地元市及び住民への対応	-----	12
(5) 再発防止対策への対応	-----	14
III 結 論	-----	17
IV 再発防止対策	-----	18
1 産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底と研修の強化		
2 監視指導体制の強化		
3 市町村及び関係部局との連携の強化		
4 行政処分等の積極的な公表や地元住民に対する情報提供		
5 地元住民との対話の重視		

## I はじめに

### 1 検証の経緯

- 県では、能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策の実施に当たり、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法※」という。）に基づき平成17年1月に環境大臣の同意を得た実施計画（以下「現行実施計画」という。）により、国の財政支援を受けながら行ってきた結果、処分場周辺の地下水の汚染状況が改善されるなど、一定の成果が得られている。
- 新たな実施計画の策定（現行実施計画の変更）に当たっては、これまで県が行った措置について、必要に応じて検証することが求められているが、平成15年に設置された検証委員会が、平成16年6月にそれまでの県の対応を検証していることから、平成16年7月以降の県の対応を検証する。

※ 産廃特措法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の平成9年改正法施行前（平成10年6月16日以前）に不適正処分された産業廃棄物による生活環境保全上の支障を除去するために、国が財政支援を行うことなどを目的に、平成24年度までの限時法として、制定された。平成24年8月に延長法案が成立し、平成34年度まで延長された。

### 2 検証事項

平成16年の検証結果及び現行実施計画の変更における検証に係る国の方針を踏まえ、次の5つの事項を中心に検証を行う。

#### (1) 原因者に対する責任の追及

措置命令等による責任の追及は、時機を逸することなく適切に行われたか。

#### (2) 行政代執行等

行政代執行等について、時機を逸することなく適切に行われたか。

#### (3) 行政代執行及び事務管理に要した費用の徴収

費用の徴収に向け、原因者に対して、関係法令に基づき必要な措置を講じたか。

#### (4) 地元市及び住民への対応

能代市及び地元住民団体等と連携して能代産業廃棄物処理センターの問題解決に当たっているか。

#### (5) 再発防止対策への対応

前回の検証委員会で提言があった5つの再発防止対策が、適切に行われているか。

## II 検 証

### 1 検証の方法

#### (1) 検証委員会の設置

平成15年に続き、県以外の第三者（前回の検証委員）による検証を行う新たな検証委員会が設置され、県ではその結果を新たな実施計画に反映させる。

#### (2) 検証事項ごとの検証

地元住民団体からの意見聴取を行った上で、5つの検証事項ごとに検証を行った。

### 2 地元住民団体の意見の概要

能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策に当たっては、平成16年8月に能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（以下「環境対策協議会」という。）を設置し、地域住民団体等と一体となって進めてきているが、前回の検証結果において、再発防止対策として「地元住民に対する情報提供」及び「地元住民との対話の重視」について提言があったことから、これまでの県の対応について、直接、地元住民団体から意見を聴いた。

#### (1) 県の対応に対する評価

##### 【全体】

- 会社倒産後、処分場から水が溢れ出し、手の付けようがない事態に、県職員が一丸となって頑張っていた姿に、住民は、感謝の思いだった。
- 県、能代市、地元住民団体等からなる環境対策協議会の中で、県から処分場内外の水質調査結果の報告、環境保全対策の説明を受け、意見交換や対話ができるおり、「能代産業廃棄物処理センターの環境保全等に関する協定書」の履行状況は、良好と評価している。
- また、能代産業廃棄物処理センターの問題解決のために、検証委員会や環境保全対策部会を立ち上げ、専門の先生から意見をいただき、心の支えになっている。
- 平成16年以降と言わず、平成10年の会社倒産以降の県の対応について、人的、財政的に大変難儀をしていることを深く理解し、ありがたく感謝している。

##### 【個別事項】

- 能代産業廃棄物処理センターの事案については、全国の他の事案と比べものにならないくらい行政と地域住民の関係が上手くいっている。
- 処分場周辺の浅内財産区有地「蒲の沢」、「南沢」における昭和62年からの漏水に端を発し裁判に至ったが、和解後、ベンゼンが環境基準値の40数倍検出されていた蒲の沢の工事に着手し、汚染土の入替や集水施設の整備等、拡散防止のための様々な工事を行ったことで、財産を保全できており、感謝している。
- 能代産業廃棄物処理センターの問題を追求し、県と対峙していた元浅内自治会長は、蒲の沢の整備状況やドラム缶の掘り起こし現場を見て、本当に県に感謝していた。
- 能代産業廃棄物処理センター内のため池等の国有地を取得し、処分場の再稼働、

建設を目論む動きがあつたが、それを阻止するため、能代市と県、住民がそれぞれ情報提供しながら、一体となって取り組んだ結果、県有地化することができた。それが、処分場の再稼働、建設を目論んでいる人たちへの抑止になった。

- 当初から処分場を掘り起こし、汚染の原因となっているドラム缶を撤去しなければ問題解決には繋がらないということを訴え続けてきた。県が、私たちの強い要望を受け止め、県単事業でドラム缶の有無を調査した上で、掘削した結果、最終的には約4,000本が搬出処分された。
- 元経営者が県に提出した書類もずさんなものだったし、処分場を堀り起こした結果、土むき出しの穴に、管理型に入れるべき、あるいは管理型にも液状物が入ったまま捨てることはできないが、そういうものが入っていた。
- 不法投棄を繰り返していた元経営者の責任は極めて重いが、問題を深刻化させた要因に県と能代市の監督責任がある。県と市が許可をした業者であり、他で起きている不法投棄の原状回復とは違う。県と能代市には、立入権限があり、監督していくかなければならない立場にあった。そこを総括して、教訓にしていただきたい。それが再発防止に繋がる。
- また、元経営者は、廃棄物処理法における産業廃棄物処理業の許可違反等の疑いで検挙されたが、昭和58年に一般廃棄物を処分した際に帳簿をつけていなかったということで、5万円の罰金という軽微な処罰で終わって。どうして、こういう軽い処罰で終わってしまったのか。未だに納得できない。

## (2) 今後、期待すること

- 処分場には、まだ多くの残留物があり、ドラム缶等が埋まっているのではないかと見ている。恒久対策は、これからであり、やらなければいけないことは山積している。これからも、言うべきことは言っていくので、この問題を解決するための建設的な意見として聴いていただきたい。
- 能代と言えば産廃というマイナスイメージの払拭と住民の不安解消に向け、更に県の力を貸して欲しい。また、検証委員会や環境保全対策部会、能代市においても、能代産業廃棄物処理センター問題の解決のために、ますます力を貸していただきたい。
- 能代産業廃棄物処理センターの処理水は、能代市の公共下水道に無料で流入しているが、流入に当たり、「能代市が終末処理場を増設するときに支援する」との約束は、守っていただきたい。

### 3 事項ごとの検証結果

#### (1) 原因者に対する責任の追及

- ① (有)能代産業廃棄物処理センターに対する措置命令（平成17年1月31日）  
○ (有)能代産業廃棄物処理センターが所有する処分場からの浸出液によって、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがあったため、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定に基づき、次の措置を講ずることを命じた。

公共の水域及び地下水を汚染するおそれのないよう必要な措置  
・汚染地下水の汲み上げ処理や滲出水の回収・処理等、処分場の維持管理  
(平成17年2月1日までに着手し、平成25年3月31日まで継続すること)  
・遮水壁の構築等  
(平成17年2月28日までに着手し、平成20年3月31日までに完了すること)

- ② 元経営者に対する措置命令（平成19年3月15日）

- 平成17年8月に廃棄物処理法上の行政処分に関する国の通知が改正され、措置命令の対象者として「法人役員」が明確化されたこと、元経営者が個人で営業していたときに設置したNo.1及びNo.2処分場において、県が平成18年度に行った重機による試掘調査の結果、廃油入りドラム缶等が確認されたことから、元経営者に対し、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定に基づき、次の措置を講ずることを命じた。

公共の水域及び地下水を汚染するおそれのないよう必要な措置  
・汚染地下水の汲み上げ処理や滲出水の回収・処理等、処分場の維持管理  
(平成19年4月1日までに着手し、平成25年3月31日まで継続すること)  
・廃油入りドラム缶の撤去及び遮水壁の構築等  
(ドラム缶の撤去等：平成19年4月1日までに着手し、同年5月31日までに完了すること)  
(遮水壁の構築等：平成19年4月1日までに着手し、平成20年3月31日までに完了すること)

- ③ 元経営者を措置命令違反で告発（平成19年6月4日）

- 元経営者を廃棄物処理法の措置命令違反（第25条第1項第5号）で告発した。告発までの経過は、次のとおりとなっている。

平成19年3月15日 元経営者に対して措置命令を発出  
4月 2日 元経営者の代理人から協議申し入れの文書を受領する一方、元経営者に対し、維持管理及び遮水壁構築等に係る行政代執行の通知文書並びにドラム缶撤去等の措置命令の履行に係る催告文書を送付  
4月 3日 維持管理及び遮水壁構築等に係る行政代執行を開始  
4月18日 元経営者が現地を確認  
5月18日 元経営者が来庁し、ドラム缶撤去等の方針について説明  
5月28日 元経営者が来庁し、ドラム缶撤去等の計画について説明  
5月31日 元経営者から「工事・施工計画書（案）」を受領  
6月 1日 元経営者に、具体的かつ確実性のある計画と認められない旨を通知し、完了期限までに着手がなかったことを確認

- 平成20年12月に、県警察本部が、「厳重処分」の意見を付して元経営者を措置命令違反の疑いで秋田地方検察庁に書類送付したが、平成22年1月に、能代簡易裁判所において、略式命令により罰金50万円の刑に処された。
- ④ 関連法人及びその代表者に対する措置命令（平成20年6月11日）
  - 廃棄物の不適正処分に関する廃棄物処理法の運用強化や全国的事例の積み重ねにより、措置命令の対象となる産業廃棄物の「処分を行った者」の定義が拡大された。
  - こうしたことから、元経営者及び(有)能代産業廃棄物処理センターと合意の上、処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立てを行っていた関連法人及びその代表者に對し、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定に基づき、次の措置を講ずることを命じた。

公共の水域及び地下水を汚染するおそれのないよう必要な措置  
・汚染地下水の汲み上げ処理や滲出水の回収・処理等、処分場の維持管理  
(平成20年6月30日までに着手し、平成25年3月31日まで継続すること)

- ⑤ 排出事業者への責任の追及
  - (有)能代産業廃棄物処理センターが倒産した際、マニフェスト等の関係帳簿の精査等を行ったが、排出事業者の委託基準違反等を示す証拠は確認できなかった。その後も現在に至るまで、新たな物証は見つかっていない。

## 【検証結果】

- (有)能代産業廃棄物処理センターのほか、元経営者、関連法人及びその代表者に對しても措置命令を発出しており、廃棄物処理法における可能な限りの措置を講じたものと評価する。
- 元経営者を措置命令違反で告発し、原因者の責任を徹底的に追及するという毅然とした姿勢は評価する。なお、元経営者への罰金刑は、法定刑からは軽いとの印象を受けるが、司法の判断でありやむを得ない。
- また、排出事業者への責任追及については、(有)能代産業廃棄物処理センターが倒産した際、マニフェスト等を調査したものの、物証は見つかっておらず、その後も新たな物証がないとすれば、今後も難しいものと認められる。

## (2) 行政代執行等

- ① 汚染地下水の汲み上げ処理や滲出水の回収・処理等、処分場の維持管理  
 (平成17年2月1日～現在)
- 措置命令を発出したが、期限までに履行しなかったため、行政代執行（廃棄物処理法第19条の8第1項）を行った。

被命令者	措置命令日	代執行の内容
	代執行開始日	
(有)能代産業廃棄物処理センター	平成17年1月31日	・汚染地下水の汲み上げ処理や滲出水の回収・処理等、処分場の維持管理
	平成17年2月 1日	
元経営者	平成19年3月15日	・汚染地下水の汲み上げ処理や滲出水の回収・処理等、処分場の維持管理
	平成19年4月 3日	
関連法人及びその代表者	平成20年6月11日	・汚染地下水の汲み上げ処理や滲出水の回収・処理等、処分場の維持管理
	平成20年7月 1日	

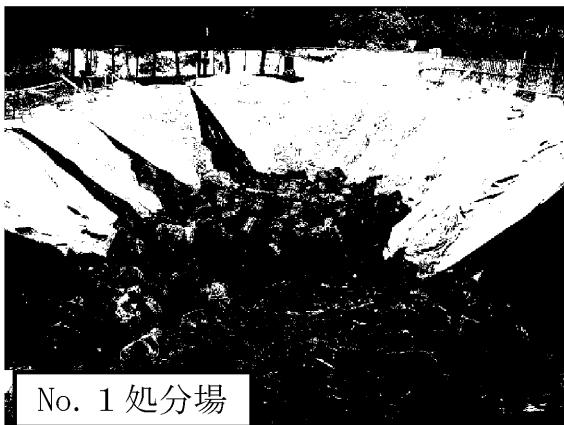
- ② 遮水壁の構築等（平成17年3月11日～平成20年3月24日）
- 措置命令を発出したが、期限までに履行しなかったため、行政代執行（廃棄物処理法第19条の8第1項）を行った。

被命令者	措置命令日	代執行の内容
	代執行開始日	
(有)能代産業廃棄物処理センター	平成17年1月31日	・遮水壁の構築等
	平成17年3月11日	
元経営者	平成19年3月15日	・遮水壁の構築等
	平成19年4月 3日	

- ③ ドラム缶の撤去等（平成19年7月30日～平成19年12月21日）
- 元経営者に対して、平成19年3月15日付け措置命令を発出したが、期限までに履行しなかったため、平成19年7月30日から行政代執行（廃棄物処理法第19条の8第1項）を行った。

(ドラム缶の発見本数)

	No. 1 処分場	No. 2 処分場	計
平成18年度 重機試掘調査	931本	375本	1, 306本
平成19年度 掘り起こし・撤去	704本	1, 248本	1, 952本
合 計	1, 635本	1, 623本	3, 258本



No. 1 処分場



No. 2 処分場

- なお、ドラム缶の埋立て及び処分場調査の経緯は、次のとおりである。

- No. 1 及びNo. 2 処分場は、元経営者が個人営業していたときに設置された処分場であることや処分場の使用開始報告書から、埋立ては、昭和 55 年から昭和 60 年の間に行われたものと思われる。掘り起こし前後に行つた県の調査でも、詳細な埋立時期や埋立てに至った経緯等を特定することはできなかった。
- また、地元住民から不法投棄の指摘があったことから、平成 13 年 2 月から、処分場の外の 2 地点（事務所横の松林内及び東側管理道路）において、ボーリング調査を行ったほか、事務所横の松林内では、住民立会いのもと、重機による掘削を行ったが、不法投棄された産業廃棄物は見つからなかった。
- 処分場の掘削調査については、平成 15 年 7 月に、地元住民団体が県議会福祉環境委員会に要望書を提出していたが、平成 16 年に行われた廃棄物処分場設置許可処分取消請求訴訟の和解協議や前回の検証委員会における地元住民団体への意見聴取において、改めてNo. 1 及びNo. 2 処分場の掘削調査を求められたことから、現行実施計画の関連事業として、処分場調査事業（電気探査等非破壊調査、ボーリング調査及び重機試掘調査）を盛り込んだ。
- なお、元経営者の廃油入りドラム缶の埋立てについては、不法投棄に係る公訴期間が 3 年であり、時効が完成していたことから、刑事責任は問えなかったものの、ドラム缶の撤去等を命じた措置命令違反で告発した。

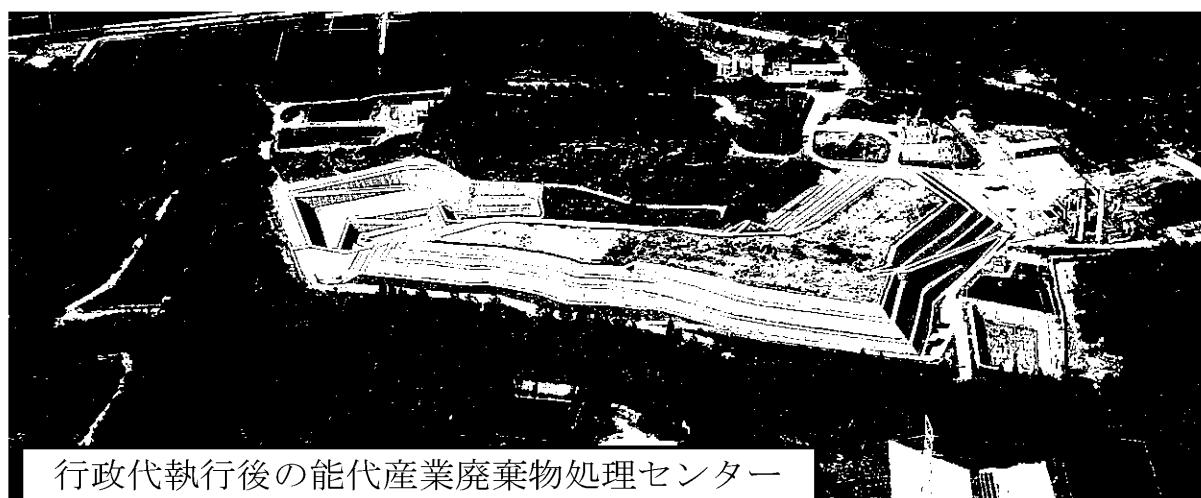
#### ④ 国有地ため池等の県有地化（平成 20 年 2 月 22 日）

- 能代産業廃棄物処理センター内にあったため池や水路等の国有地について、国から譲与を受けた能代市の協力を得て、無償で譲り受け、県有地化した。
- 新たな処分場を建設する動きを危惧する地元住民の要望に応えたものであり、これにより、その動きに歯止めをかけることができた。

- ⑤ 遮水壁内側の土地の形質変更を制限（平成20年4月1日）
- 廃棄物処理法第15条の17第1項の規定に基づき、遮水壁の内側の区域を指定区域に指定した。
  - これにより、大部分が民有地である能代産業廃棄物処理センター内の処分場土地において、掘削等による土地の形質変更を行おうとする者は、知事に対する事前の届出が必要となり、知事は、施行方法が基準に適合しない場合は、施行方法に関する計画変更を命ずることができるようになった（廃棄物処理法第15条の19）。

#### 【検証結果】

- 処分場周辺の各沢のVOCを含んだ汚水は、全量回収して浄化処理を行い、健康に影響のないレベルになっているほか、浄化処理前のVOCの濃度も低減してきており、県がこれまで実施してきた対策については評価する。引き続きモニタリング等により、水質状況を把握しながら、地下水が環境基準値を下回るレベルになるよう、有効な対策を講じていく必要がある。
- 元経営者が個人で営業していたときの県の指導監督については、約30年の時間が経過していることから、ドラム缶の埋立てを防ぎ得たか、又は発見に至ったかはわからない。その適否を検証することは困難であり、ドラム缶等の発見をもって直ちに県の指導監督に問題があったとまでは言えない。  
ただし、結果的にドラム缶が大量に発見された事実を踏まえれば、その当時の県の指導監督は、現時点から見れば、必ずしも十分であったとは言えず、より慎重に対処すべきであったと考える。
- また、県と地元住民団体の協議の結果、ドラム缶等の調査・発見に至ったが、そこに至るまでの長きにわたる地元住民の要望活動がドラム缶の発見、ひいては処分場の水質浄化に結びついたものと評価する。
- 会社倒産後、国有地を利用した処分場の再稼働や建設を目論む動きが活発化していた中で、国有地の国有地化や区域指定による土地の利用制限を行ったことは、新たな処分場建設の抑止に大きな効果があったと評価する。



### (3) 行政代執行及び事務管理に要した費用の徴収

行政代執行及び事務管理に要した費用について、原因者への請求額は、合計で3,058,564,741円（平成23年度までの分）であり、そのうち徴収額は、28,527,689円（平成24年12月末日現在）である。

費用内訳	請求額	徴収額	現在債権額
民法第697条に基づく事務管理費用（一般債権）	18,263,404円	0円	18,263,404円
代執行費用	3,040,301,337円	28,527,689円	3,011,773,648円
内訳	（有）能代産廃センター単独分	1,602,864,977円	28,014,702円
	連帶債務分 （有）能代産廃センター、元経営者、関連法人、関連法人代表者	1,300,333,279円	230,153円
	連帶債務分 元経営者、関連法人、関連法人代表者	9,780,081円	0円
	元経営者単独分	127,323,000円	282,834円
計	3,058,564,741円	28,527,689円	3,030,037,052円

なお、行政代執行に要した費用（3,040,301,337円）については、廃棄物処理法第19条の8第5項を準用する行政代執行法第6条の規定により、国税滞納処分の例により徴収することができるとされていることから、国税徴収法の規定に基づき、財産の差押を行っている。

#### ① 元経営者の土地の差押（平成20年2月、3月）

- 平成20年2月に能代市内の田4筆（計2,470m<sup>2</sup>）、3月に能代市内の原野1筆（2,079m<sup>2</sup>）を差し押された。
- しかし、それぞれの土地が山沿いにあるほか、田については、不整形かつ小面積であることから、買い手がいない状態である。

#### ② 元経営者の年金の差押（平成20年3月）

- 老齢年金及び老齢厚生年金を差し押さえ、84,000円を歳入した。
- しかし、配偶者の年金受給に伴う配偶者加算の停止により、年金徴収が見込めなくなったため、平成21年4月30日に差押を解除した。

#### ③ 関連法人のマンション敷金の差押（平成20年10月）

- 東京都港区の関連法人名義の賃貸マンションの敷金を差し押された。
- しかし、居住者である元経営者と関連法人の代表者が転居したことにより、マ

ンション管理会社が当該敷金を未納の家賃に充当したため、平成23年9月8日に差押を解除した。

- ④ 元経営者、関連法人及びその代表者の普通預金の差押（平成21年～22年）
  - 元経営者分として25,690円、関連法人分として45,175円、関連法人の代表者分として136,575円をそれぞれ差し押さえ、歳入した。
- ⑤ 元経営者及び関連法人代表者のゴルフ会員権の差押（平成22年4月）
  - 元経営者及び関連法人代表者が所有するゴルフ会員権を差し押さえた。
- ⑥ 元経営者及び関連法人代表者の生命保険解約返戻金等の差押（平成22年7月）
  - 元経営者及び関連法人代表者が加入していた生命保険の生存給付金及び解約返戻金を差し押さえ、221,547円を歳入した。
  - その内訳は、元経営者分が173,144円（生存給付金89,355円、解約返戻金83,789円）、関連法人代表者分が48,403円（解約返戻金）となっている。
- ⑦ 会社資産（土地及び建物）の差押（平成23年3月）
  - 破産財団が会社資産を放棄したため、県が能代産業廃棄物処理センター内の土地20筆（計110,821m<sup>2</sup>）、建物5棟（事務所等）を差し押さえた。
- ⑧ 破産財団からの配当金（平成23年3月）
  - 会社の倒産後、破産管財人に対し、維持管理等に要した経費の交付要求をしてきた結果、破産財団から28,014,702円の配当があった。
- ⑨ 元経営者等の所在確認及び資産調査の実施
  - 元経営者、関連法人及びその代表者の所在を戸籍、住民票及び法人登記簿等で確認しているほか、資産調査を行うとともに、督促や催告等により支払いを促してきている。

### 【検証結果】

- 費用の徴収対策として、破産管財人への交付要求、不動産や預金の差押のほか、年金の差押まで行っており、実施すべき措置は、ほとんど講じていると評価する。
- 請求額に対し、徴収額は少なく見えるが、他県で発生した同様の事案と比較した場合、徴収率では決して遜色がないと認められる。
- 引き続き、元経営者、関連法人及びその代表者に行政代執行費用の支払いを求めていくとともに、資産調査により、可能な限り資産の差押・換価を行い、費用の徴収に努めていく必要がある。

#### (4) 地元市及び住民への対応

##### ① 和解に基づく環境保全等に関する協定書の締結

- 平成16年7月2日に、地元住民が県を被告として、平成7年9月25日付けで提起した廃棄物処分場設置許可処分取消請求訴訟の和解が成立し、原告が訴えを取り下げた。

##### (和解の内容)

- ・被告は、「能代産廃問題」について、原告ら住民に遺憾の意を表明する。
- ・被告は、原告ら住民が、長年にわたり、(有)能代産業廃棄物処理センターの問題の解明と環境保全対策に尽力したこと高く評価する。
- ・原告は、本件訴えを取り下げ、被告は取り下げに同意する。
- ・原告と被告は、「能代産廃問題」の解決のため、訴訟外で環境保全等に関する協定を締結し、今後、誠意をもって協議する。

- 平成16年7月23日に、和解条項に基づき、「能代産業廃棄物処理センターの環境保全等に関する協定書」を締結し、地元住民5団体、能代市浅内財産区及び能代市と連携して能代産廃問題の解決に当たることとした。

##### (協定当事者)

- ・浅内自治会、小野沢自治会、能代市浅内土地改良区（現能代南土地改良区）、浅内水利組合、能代の産廃を考える会、能代市浅内財産区、能代市、県

##### (協定の内容)

- ・協定当事者は、環境対策協議会を設置する。
- ・県及び能代市は、地元住民の意見を尊重し、協力して能代産業廃棄物処理センターに関する環境保全対策及び環境調査を実施する。
- ・環境調査を実施する場合は、あらかじめ協定当事者に連絡し、支障がない限り協定当事者の立会いを認める。
- ・環境調査に関するデータを随時公開する。

##### ② 協定の履行

- 平成16年8月に、協定当事者（県、能代市、能代市浅内財産区及び地元住民5団体）からなる環境対策協議会を設立し、関係者が一堂に会し、情報提供、意見交換する場を設けた。同協議会は、通常は、年度当初に前年度の水質調査データの報告及び当該年度の環境保全対策の説明、意見交換を行い、年度後半に次年度の環境保全対策に係る説明、意見交換を行っているほか、必要に応じて開催し、地元の意見を聴きながら環境保全対策を実施している。

##### (環境対策協議会の開催状況)

平成16年度	4回	8月11日 8月23日 9月9日 2月2日	・実施計画案の協議 ・実施計画案の協議 ・実施計画案の協議 ・実施計画の大臣同意の報告等
平成17年度	2回	6月6日 11月23日	・処分場の非破壊調査の協議等 ・非破壊調査の報告と今後の対応の協議等

平成18年度	4回	6月 1日 10月 11日 12月 26日 3月 19日	・ボーリング調査の協議等 ・ボーリング調査の報告等 ・重機試掘調査の報告等 ・元経営者に対する措置命令の報告等
平成19年度	2回	6月 4日 12月 25日	・元経営者の告発の報告等 ・ドラム缶撤去に係る代執行の結果報告等
平成20年度	2回	5月 28日 12月 25日	・環境保全対策の実績報告と計画の協議等 ・元経営者の書類送検の報告等
平成21年度	2回	5月 27日 11月 25日	・環境保全対策の実績報告と計画の協議等 ・土地の仮登記権者の動向報告等
平成22年度	2回	6月 21日 11月 19日	・環境保全対策の実績報告と計画の協議等 ・1,4-ジオキサンの検出状況の報告等
平成23年度	2回	7月 13日 2月 16日	・環境保全対策の実績報告と計画の協議等 ・1,4-ジオキサン処理方法の中間報告等
平成24年度	1回	7月 20日	・新たな実施計画の策定に係る協議等

※平成24年12月末日現在

- また、環境保全対策への理解と協力を得られるよう環境保全対策工事の現場見学会や水質調査への立会いなど、地元住民等に対して能代産業廃棄物処理センターの情報を積極的に開示している。

### 【検証結果】

- 県は、地元の能代市や住民団体等と定期的に意見交換の場を持っており、地元と協議・連携しながら能代産業廃棄物処理センター問題の解決に取り組んでいると評価する。
- ドラム缶等の掘削、撤去は、地元住民からの強い要望を受けて実施したものであり、協定における約束が確実に実行されていると評価する。
- 国有地ため池等の県有地化は、県、能代市及び地元住民が連携して取り組んだ成果であり、新たな処分場建設の抑止に大きな効果があったと評価する。
- また、地元住民も冷静に対応し、主張すべきことは主張する一方、行政の評価すべきところは評価するなど、県と良好な関係を築いている。
- 能代産業廃棄物処理センターに係る情報の積極的な開示が、課題の解決や地元住民の不安解消に繋がっていると評価する。

## (5) 再発防止対策への対応

- ① 産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底と研修の強化
  - 産業廃棄物処理業者等に対しては、各保健所で適正処理を指導するとともに、不適正な処理が確認された場合には、改善命令を発出するなど、厳正に対処している。
  - 廃棄物処理法の改正に当たり、県のウェブサイトによる情報提供や建設業者への説明会を実施するなど、関係者に対し、法令の周知徹底や環境保全意識の向上に努めている。
  - 優良な産業廃棄物処理業者等の育成に向け、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会が実施する産業廃棄物適正処理の促進・啓発のための研修や相談事業に対して助成している。
- ② 監視指導体制の強化
  - 平成16年度に、環境整備課に新たに適正処理推進班を設置している。
  - 事業所への立入調査権を付与した「環境監視員」を各保健所に計24名配置するとともに、各保健所管内に不法投棄監視カメラを配置し、不法投棄等の監視に当たっている。
  - 各保健所で、廃棄物関係監視指導計画を策定し、施設の種類ごとに立入回数を定め、監視指導を行っている。

(産業廃棄物関係施設立入調査及び指導件数)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
立入調査件数	1, 146	1, 445	1, 294	1, 217	1, 052
指導件数	112	268	310	230	143

- 北東北3県が、平成14年度に同一の内容で制定した「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」及び「秋田県産業廃棄物税条例」に基づいて、県外からの産業廃棄物の搬入に当たり、生活環境の保全に支障が生じないよう事前に審査を行っているほか、産業廃棄物税等を活用し、産業廃棄物の排出抑制事業を実施するなど、産業廃棄物の適正処理に向けた取組を行っている。

(産業廃棄物税等の収入額及び実施事業の内容)

単位：百万円

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
産業廃棄物税	311	287	203	211	230
環境保全協力金	39	40	32	36	33
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを促進する取組の推進</li><li>・ 産業廃棄物の適正処理の促進等</li></ul>				

- 県警察本部、秋田海上保安部、秋田市、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会等からなる「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」を通じて関係機関との連携を図っており、協議会の事業として県、県警察本部及び秋田海上保安部による合同のスカイパトロールを実施し、監視強化に努めている。
- 不法投棄防止対策について地域で協議するため、各保健所に県、市町村、警察等を構成員とする地域協議会を設置するなど、地元市町村や他部局との情報交換を密に行い、一層の連携及び監視体制の強化を図っている。
- 建築物等の新築、解体等の工事に伴って生じる建設廃棄物については、建設部局等と合同でパトロールを実施し監視・指導を行っているほか、アスベスト廃棄物、P C B 廃棄物、農業用廃プラスチックや畜産廃棄物の適正処理についても、関係部局と連携を図っている。
- 不法投棄が問題となっている硫酸ピッヂの発生を防止するため、県、県警察本部、関係業界で組織する「秋田県不正軽油対策協議会」を通じて啓発活動を行っている。
- 不適正処理事案を抱える地方自治体で構成する「産業廃棄物不適正処理事案関係自治体連携会議」を活用し、対応事例等について情報交換を行っている。
- 市町村廃棄物担当者会議を開催し、廃棄物処理施設の設置や不適正処理事案などに関する情報の交換や共有を図っている。
- 環境省に職員を派遣するなど、職員の資質向上に努めているほか、「産業廃棄物対策研修（産廃アカデミー）」など国が行う研修の受講により、職員の専門知識の向上に努めている。
- 若手職員を対象に、産業廃棄物処理業者に対する指導や不適正処理事案の対処などについて、研修会を開催している。

### ③ 市町村及び関係部局との連携の強化

- 中核市である秋田市と県で担当者会議を開催し、廃棄物処理法の産業廃棄物処理業や処理施設の許可事務等に係る情報交換を行っている。
- 県警察本部、秋田海上保安部、秋田市、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会等からなる「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」を通じて関係機関との連携を図っており、協議会の事業として県、県警察本部及び秋田海上保安部による合同のスカイパトロールを実施し、監視強化に努めている。（再掲）
- 不法投棄防止対策について地域で協議するため、各保健所に県、市町村、警察等を構成員とする地域協議会を設置するなど、地元市町村や他部局との情報交換を密に行い、一層の連携及び監視体制の強化を図っている。（再掲）
- 建築物等の新築、解体等の工事に伴って生じる建設廃棄物については、建設部局等と合同でパトロールを実施し監視・指導を行っているほか、アスベスト廃棄物、P C B 廃棄物、農業用廃プラスチックや畜産廃棄物の適正処理についても、関係部局と連携を図っている。（再掲）
- 不法投棄が問題となっている硫酸ピッヂの発生を防止するため、県、県警察本部、関係業界で組織する「秋田県不正軽油対策協議会」を通じて啓発活動を行っている。（再掲）

- ④ 行政処分等の積極的な公表や地元住民に対する情報提供
  - 能代産業廃棄物処理センターに係る措置命令や行政代執行については、地元住民が不安感や不信感を持たないよう、積極的に公表しているほか、民間の産業廃棄物事業者から能代産業廃棄物処理センターの事業再開等に関する照会があった場合、その内容について地域住民に情報提供している。
  - 産業廃棄物処理業許可や産業廃棄物処理施設設置許可の取消し処分を行った場合は、環境省のウェブサイトを通じて事業者名や取消理由を公表している。
  
- ⑤ 地元住民との対話の重視
  - 産業廃棄物処理施設に関する問題が長引くような事案については、能代産業廃棄物処理センターの事案で設置した協議会のような地元住民と徹底した話し合いを行う場を設け、問題の早期解決に努めることとしている。
  - 産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、必要に応じ、事業者が地元住民等と協定を締結し、廃棄物の処分状況や環境調査の結果などを公表するとともに、その後の状況変化に柔軟かつ的確に対応できるように指導することとしている。
  - 産業廃棄物最終処分場の設置に当たって住民の意思がより反映されるよう、平成22年度に周辺住民や隣接土地所有者の同意における、隣接土地所有者の範囲を見直した。

#### 【検証結果】

- 前回の検証後、県が行政代執行により不法投棄等を撤去するといった新たな事案は発生しておらず、能代産業廃棄物処理センターの事案を教訓に十分な再発防止対策がなされていると評価する。
- 引き続き、警察、県関係部局、市町村及び地元住民との連携を強化し、不法投棄等の早期発見、未然防止に努めるとともに、不法投棄等に対しては、原因者の責任を徹底して追及していく必要がある。

### III 結 論

本委員会では、前回の検証委員会の検証結果報告書を踏まえ、平成16年7月以降の県の対応について、5つの事項を中心に、廃棄物処理法や行政代執行法等に基づく権限行使が時機を逸すことなく適切に行われたのか等の視点で検証を行った。

各事項の検証結果を踏まえると、全体的には、妥当な対応であったと評価する。ただし、個別の事項においては、以下のとおり、新たな課題への対応等、一層の取組強化が求められる。

- (1) 「原因者に対する責任の追及」については、(有)能代産業廃棄物処理センターのほか、関連法人などの関係者に対しても措置命令を発出するとともに、元経営者の告発など、実施すべき措置は適切に講じていると評価する。引き続き、処分場の状況を踏まえ、維持管理等の必要な措置を求めていく必要がある。
- (2) 「行政代執行等」については、地域における生活環境の保全のため、能代産業廃棄物処理センターの処分場周辺の各沢の環境保全対策を行ってきた結果、ベンゼン等のVOCの値が、概ね環境基準値以下に低減していることから、これまでの県の環境保全対策を評価する。また、各沢のVOCを含んだ汚水は、全量回収して浄化処理を行っており、周辺住民の健康に影響がないよう対策を講じていると評価する。今後は、処分場内外において高濃度で検出されている1,4-ジオキサンについて、引き続き注意深く監視するとともに、その除去促進に取り組む必要がある。

ドラム缶等が大量に埋め立てられたと思われる昭和55年から昭和60年当時の県の指導監督については、埋立てから約30年が経過し、当時の状況を正確に把握できないため、検証は困難であった。なお、平成5年の廃棄物処分業の更新許可については、許可に関する基準に合致していたため許可したものであるが、こうしたことでも含め、当時の県の対応は、現時点からみれば必ずしも十分であったとは言えないことから、二度とこのような事態を招かないよう、引き続き産業廃棄物処理業者に対する指導の徹底や監視体制の強化に努める必要がある。

国有地の県有地化や区域指定により、処分場内の土地利用を制限したことについては、新たな処分場建設の抑止に大きな効果があったと評価する。

- (3) 「行政代執行及び事務管理に要した費用の徴収」については、実施すべき措置は、ほとんど講じていると評価する。引き続き、元経営者等の関係者への費用請求、資産調査、資産の差押・換価等により、可能な限り徴収に努める必要がある。
- (4) 「地元市及び住民への対応」については、地元との定期的な意見交換や情報提供、必要に応じた対応を行い、良好な関係を築いており、地元住民団体からも高い評価を得ている。また、ドラム缶等が埋まっていることを危惧している地元住民の要望を踏まえ、今後初期の処分場調査を行うこととしているが、引き続き地元住民の不安解消に努める必要がある。
- (5) 「再発防止対策への対応」については、前回の検証後、新たな事案は発生しておらず十分な再発防止対策を講じていると評価する。引き続き、警察、県関係部局、市町村及び地元住民との連携を図り、更に監視体制を強化する必要がある。

## IV 再発防止対策

県では、前回の検証委員会の提言を受けて、再発防止対策に取り組んできた結果、県内において、県が行政代執行により不法投棄等を撤去するといった新たな事案は発生していない。しかし、本委員会では、二度とこうした事態を招かないよう、再発防止に向けた対策を継続する必要があると考え、引き続き、次の5つの対策を実施することを提言する。

### 1 産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底と研修の強化

- 産業廃棄物処理業者等に対しては、各保健所で適正処理を指導するとともに、不適正な処理が確認された場合には、厳正に対処すること。
- 廃棄物処理法の改正に当たり、県のウェブサイトによる情報提供など、関係者に対し、法令の周知徹底を図るとともに、環境保全意識の向上に努めること。
- 優良な産業廃棄物処理業者等の育成に向け、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会などと連携し、産業廃棄物適正処理の促進・啓発を図ること。

### 2 監視指導体制の強化

- 県においては、平成16年度に、環境整備課に適正処理推進班を設置しているほか、事業所への立入調査権を付与した「環境監視員」を各保健所に配置するとともに、各保健所管内に不法投棄監視カメラを配置し、不法投棄等の監視に当たっているが、今後とも、十分な監視指導が行われるよう体制の強化に努めること。併せて、研修等により、職員の資質向上に努めること。
- 県外からの産業廃棄物の搬入に当たり、生活環境の保全に支障が生じないよう「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」に基づく事前審査を徹底するとともに、産業廃棄物税等を活用し、産業廃棄物の排出抑制に向けた事業を実施するなど、産業廃棄物の適正処理に向けた取組を行うこと。
- 県警察本部、秋田海上保安部、秋田市、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会等からなる「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」、県、市町村、警察等で構成し、各保健所管内ごとに不法投棄防止対策について協議する地域協議会等により、関係機関・部局との連携を図り、監視強化に努めること。

### 3 市町村及び関係部局との連携の強化

- 中核市である秋田市と県の産業廃棄物担当者会議や県、市町村、警察等で構成し、各保健所管内ごとに不法投棄防止対策について協議する地域協議会等により、市町村及び関係部局との連携を強化すること。

### 4 行政処分等の積極的な公表や地元住民に対する情報提供

- 能代産業廃棄物処理センターに係る措置命令や行政代執行、環境調査結果などについて、地元住民が不安感や不信感を持たないよう、積極的に情報を提供すること。

### 5 地元住民との対話の重視

- 産業廃棄物処理施設に関する問題が長引くような事案については、地元住民と徹底した話し合いを行うための協議会を設置する等、対話により問題の早期解決・信頼関係の構築に努めること。

(参考)

1 能代産業廃棄物処理センター検証委員会委員名簿

氏 名	役 職 等
小賀野 晶一 (委員長)	国立大学法人千葉大学法経学部長
菅 原 拓 男	国立大学法人秋田大学名誉教授
湊 貴美男	湊法律事務所弁護士
本 橋 豊	国立大学法人秋田大学理事・副学長

(五十音順、敬称略)

2 検証委員会の開催状況

区 分	開 催 日	概 要
第1回	平成24年11月3日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 検証事項及び視点を確認した上で、平成16年7月以降の県の対応について、県から説明を受けた。</li><li>○ 県の対応に対し、各委員が意見を述べた。</li></ul>
第2回	平成24年11月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地元住民団体を代表として、能代の産廃を考える会の代表者から意見聴取した。</li><li>○ 第1回委員会の意見を踏まえて作成した検証結果報告書案の審議を行い、検証結果について各委員の意見を集約した。</li></ul>